

田川地区・中間市共同運用高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線
設備更新整備工事公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「田川地区・中間市共同運用高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新整備工事」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 田川地区・中間市共同運用高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新整備工事
- (2) 業務内容 田川地区・中間市共同運用高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新整備工事要求水準書及び仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 予定価格及び最低制限価格

- (1) 予定価格 1,469,633,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 最低制限価格 1,381,457,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

- (1) 令和7年4月21日（月）公募開始
- (2) 令和7年5月7日（水）参加申込期限
- (3) 令和7年5月9日（金）質疑受付期限
- (4) 令和7年5月9日（金）質疑に対する回答
- (5) 令和7年5月12日（月）企画提案書等の提出期限
- (6) 令和7年5月15日（木）プレゼンテーション審査（予定）
- (7) 令和7年5月21日（水）審査結果通知（予定）

6 参加資格及び参加条件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 福岡県発注工事における有資格者名簿に登録されている電気通信工事の業者で、申請時に有効な経営事項審査通知の電気通信工事の総合評価が1,500点以上であること。
- (3) 建設業法第3条第1項に規定する本社又は支店・営業所等を福岡県内に有すること。
- (4) 過去10年以内において、Ⅱ型以上の高機能指令システム及び消防救急デジタル無線の工事整備実績を有すること。
- (5) この工事に関して、建築業法（昭和24年法律第100号）に基づき技術者を専任で配置できること。
- (6) システム障害が発生した場合（休日夜間等を含む）通知をしてから1時間以内に復旧作業に着手できること。
- (7) 昨年度に九州内の公共工事において指名停止の処分（指名停止解除の場合は除く）を受けていないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(10) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 質問書(別添様式)により提出すること。

※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※電話又は口頭による質問は受け付けしない。

(2) 期限 令和7年5月9日(金) 12時00分まで(土日除く)

(3) 提出先

〒826-0042 福岡県田川市大字川宮 1570 番地

福岡県田川地区消防組合 管理課 財政係

TEL 0947 (44) 6224 (直通)

FAX 0947 (46) 1404

E-mail zaisei2@tagawa-fd-fukuoka.jp

(4) 回答方法 参加業者全者に対してFAX又は電子メールで、
令和7年5月9日(金) 17時00分までに回答する。(土日除く)
提出期限を過ぎたもの指定した方法以外での質問は一切受け付けしない。

8 参加(辞退)申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び提案課題等の内容を理解した上で、次の書類を提出すること。

参加承諾・辞退届 1部 (別添様式)

(2) 提出期限 令和7年5月7日(水) 12時00分まで (土日除く)

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達証明付き郵便に限る。)とする。

(4) 提出先

〒826-0042 福岡県田川市大字川宮 1570 番地

福岡県田川地区消防組合 管理課 財政係

9 企画提案書作成方法

(1) 提案課題 田川地区・中間市共同運用高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新整備工事要求水準書及び仕様書のとおり

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明付き郵便に限る。）とする。
- (3) 提出期限 令和7年5月12日（月） 12時00分まで（土日除く）
- (4) 提出先
〒826-0042 福岡県田川市大字川宮 1570 番地
福岡県田川地区消防組合 管理課 財政係
- (5) 審査用提出書類 企画提案書（指定様式）及び参考見積書
- (6) 企画提案書の規格
 - ア 横書き・左綴じで作成すること。
 - イ 企画提案書はA3版（指定様式）で各1枚とする。
 - ウ 企画提案書には、商号等事業者を特定し得る内容を一切、記載しないこと。
- (7) 提出部数 10 部

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 日時 令和7年5月15日（木）予定 時間帯は別途指定する。
- (2) 場所 福岡県田川市大字川宮 1570 番地 田川地区消防本部（2階講堂）
- (3) 説明者・参加人数
説明者は、本業務の取組体制に記載した者のうち主担当となる者が行うこと。
なお、プレゼンテーションに参加する人数は3人以内とする。
- (4) 説明時間 15 分以内
- (5) 説明資料
 - ア パソコン及びプロジェクターは持込し、スクリーンは当方で準備する。
 - イ 提案書は、文章及び概念図等で表現すること。概念図については設計に及ぶような詳細な表現は避け、ゾーニングの組立や形についてのイメージ、構造方法についての提案に留めること。概念図等の作成に当たっては、社団法人公共建築協会発行「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」に記載されている技術提案書への表現例やプロポーザルにおける表現の許容範囲の定義等を参考とすること。
 - ウ 模型及び追加資料等の持ち込みは禁止する。
 - エ プレゼンテーションの説明資料は、企画提案書に沿って作成すること。
 - オ 説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切、記載しないこと。

11 審査方法及び審査結果

- (1) 評価基準表の項目に基づいて行う。
- (2) 最優秀者1者と次点者1者を選定する。
- (3) 通知方法
 - ア プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知します。
 - イ 田川地区消防本部ホームページ掲載
- (4) 通知時期 審査終了後、速やかに通知します。
- (5) 選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内に書面にてその理由の説明を求めることができるものとする。

12 契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、当消防組合と最優秀者は、本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約に当たっての条件は、以下のとおりとする。

- (1) 契約方法は、随意契約とする。
- (2) 工事金額は、予定価格 1,469,633,000 円（消費税相当額を含む）とし、最低制限価格 1,381,457,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (3) 本業務を受注した者及びその協力事務所は、本施設に係る全ての工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできない。
- (4) 本業務を受注した者及びその協力事務所と次に掲げる事実が認められる建設事業者は

本業務に係る工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできない。

ア 一方が他方に出資していること。

イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

- (5) 最優秀者に選定された者が、本プロポーザル終了後に、本業務参加資格を喪失した場合、又は、当組合と最優秀者による本業務の契約締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 発注者が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

消防組合は企画提案者から提出された企画提案書等について、福岡県田川地区消防組合情報公開条例（平成24年9月20日、条例第8号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を消防組合に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合
申請書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
ア 参加資格要件を満たしていない場合。
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
オ ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
カ 参考見積書の金額が3予算額を超過した場合。
- (5) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、消防組合が必要と認める場合には、消防組合は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 守秘義務について
本プロポーザル実施に当たり、田川地区・中間市共同運用高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新整備工事要求水準書及び仕様書を資料として提供するが、この資料は、本プロポーザル参加における「企画提案書」作成のための資料にのみ使用・

活用することとし、それ以外の目的に使用・活用することはできない。

- (7) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、審査請求をすることはできない。

16 問い合わせ先

〒826－0042

福岡県田川市大字川宮 1570 番地

福岡県田川地区消防組合 管理課 財政係

TEL 0947 (44) 6224 (直通)

FAX 0947 (46) 1404

E-mail zaisei2@tagawa-fd-fukuoka.jp